

令和6年第3回教育委員会議事録

令和6年2月6日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和6年2月6日(火) 午後2時00分～午後3時51分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 前 田 小 百 合

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 佐藤 正明
学校整備担当部長 教育人事企画課長

生涯学習担当部長 関谷 隆 庶務課長 渡邊 秀則
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 木下 宏純 学校整備課長 青木 誠

学校整備担当課長 相馬 吏 生涯学習課長 本橋 宏己

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター統括指導主事 加藤 則之

済美教育センター統括指導主事 保土澤 尚教 済美教育センター教育相談担当課長 鈴木 壮平

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第7号 杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について
- 議案第8号 令和6年度杉並区立小中学校の学級編制方針について
- 議案第9号 教育財産の用途廃止について
- 議案第10号 杉並区指定文化財の指定について
- 議案第11号 杉並区教育ビジョン2022推進計画改定(案)について
- 議案第12号 令和6年度杉並区一般会計補正予算(第1号)(区議会提出議案に関する意見聴取)

(報告事項)

- (1) 公益通報の公表について
- (2) 善福寺川整備工事による施設の損傷に対する和解について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況等について
- (5) 杉並区教育委員会と明星大学との教育インターンシップに関わる協定締結について
- (6) 「杉並区子ども読書活動推進計画(令和6～8年度)」(案)について

目次

議案

議案第7号	杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について	40
議案第8号	令和6年度杉並区立小中学校の学級編制方針について	4
議案第9号	教育財産の用途廃止について	8
議案第10号	杉並区指定文化財の指定について	9
議案第11号	杉並区教育ビジョン2022推進計画改定(案)について	10
議案第12号	令和6年度杉並区一般会計補正予算(第1号) (区議会提出議案に関する意見聴取)	41

報告事項

(1)	公益通報の公表について	14
(2)	善福寺川整備工事による施設の損傷に対する和解について	24
(3)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	25
(4)	区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況等について	26
(5)	杉並区教育委員会と明星大学との教育インターンシップに関わる協定締結について	31
(6)	「杉並区子ども読書活動推進計画(令和6~8年度)」(案)について	33

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第3回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が6件、報告事項6件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第7号につきましては、人事に関する案件となっており、議案第12号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。したがって議案第7号及び第12号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議ございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第2、議案第8号「令和6年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」を上程いたします。学務課長からご説明を申し上げます。

学務課長 それでは、私から議案第8号「令和6年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」ご説明いたします。

杉並区立小中学校の学級編制は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、東京都教育委員会が定めた基準を標準として、杉並区教育委員会が行うこととしております。

東京都の学級編制の基準につきましては、現在小学校では第1学年から第4学年までは1学級35人、第5学年及び第6学年は1学級40人が基本でございますが、令和6年度におきましては、小学校第5学年の学級編制の基準は35人に引き下げられる見込みでございます。

中学校につきましては第1学年から第3学年まで、1学級40人での編制が基本でございます。

これに対しまして、杉並区の学級編制としましては、まず小学校につきましては議案の1番の(1)のとおり、第1学年から第6学年までを1学級35人の学級編制といたします。ただし、教室不足などの学校運営上支障がある場合には、35人の学級編制によらずに編制を行ってまいります。

次に(2)の中学校についてですが、東京都の基準と同様、1学級40人の学級編制としますが、第1学年につきましては、1学級の平均生徒数が35人を超える場合には1学級の生徒数の上限を35人として、学級編制できることとしています。

最後に実施の時期につきましては、和6年4月1日としております。

議案の朗読は省略させていただきます。私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

久保田委員 関連して、ここに中学校の第1学年において1学級の生徒数35人を超える場合云々とありますが、これについての考え方というのは特に何かございますでしょうか。

中学校1年だけ限定ですよ。その意図というか、考えがあるかと思うのです。これは都の考え方も含めてだと思っております。

学務課長 これにつきましては、やはり中学校1年生に上がった時の中1ギャップの解消です。最初慣れない環境でということで、最初から40人ということではなくて、できるだけきめ細かくということで35人を超えるような場合には配慮ができるようにという形にしていると考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。前田委員。

前田委員 私の認識がもしかして間違っていたら教えていただきたいのですが、東京都は、小学校は1年生から5年生が35人で、6年生は40人ということだと思っておりますけれども、杉並区は6年生も35人にしている、何か同じように意図といたしますか、杉並区がこれをしている背景を教えていただければと思います。

学務課長 こちらにつきましては、やはり40人という人数になってしまうと、大分1学級が大きい人数になってしまうということで、先ほどと同じような話になってしまうのですけれども、35人ぐらいの人数で

きめ細かく見ていけるようにということで考えているところでございます。

前田委員 ありがとうございます。そうしますとクラスの数が増えてしまう可能性もあるということでしょうか。

学務課長 おっしゃるとおりで、その学年の人数によってしまうので、40人学級を基本としていても、20何人というようなクラスが出てくることもありますし、そこは必ず増えてしまうということではないのですけれども、やはり40人を基準とすることに比べると、35人を基準にしたほうがクラス数は増えてしまうことはあるかと思います。

前田委員 ありがとうございます。基本的にクラス数が増えて、子どもの人数が少ないほうが先生の負担も少なく、子どもたちも伸び伸びできるかなと思ってはいるので。ただ、先生の数が今不足しているところもあると思いますので、子どもの学校を見ると、先生の数が足りなくて、習熟度の算数の授業ができないとか、家庭科の先生がいないとか、いろいろな話を伺ったりするので、そのバランスなのかなと思いつつ、是非きめ細やかな子どもたちの様子を見られるようなクラス編制について、引き続き検討いただけたらうれしいです。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

伊井委員 今後の児童数については、ある程度就学時健診等々での数字が出ていると思いますが、その辺りの見通しとしては現在のところ、あまり変則的なところがないような感じで見通せているのかどうか。今の分かっている段階でいいので、教えていただけたらと思います。

学務課長 1月現在の見込み数ということになってしまいますので、まだここから指定校変更ですとか転出ですとか、あと受験などで人数が変わってくる前提の数字になってしまいますけれども、入学の見込み人数としましては、新1年生、小学校が3,800人弱、それから中学校が2,100人よりちょっと多いかなという、それぐらいを見込んでおります。学級数としましては、現在の小学校の1年生、中学校1年生と比較しますと、大体横ばいぐらいになろうかと思っていますけれども、先ほど申し上げたとおり、人数で学級数というのは結構変動してしまうものですので、これはちょっとまだ確定できないかなと考えているところです。

伊井委員 よく分かりました。今後いろいろご苦勞おかけすると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょう。

教育長 先ほど久保田委員の質問もそうだし、前田委員の質問もそうなのですけれども、杉並区は30人程度学級という施策をずっとやってきていて、もう10年以上前なのですけど、東京都の基準は1年生から6年生まで40人だったのですが、杉並区は独自に35人で学級編制をずっとしてきました。

というのは、10年以上前は学級編制、つまり学級数というのは東京都に届け出て認可されないとその学級に先生が張られなかったのですね。いわゆる認可制だった。当時杉並は恒常的に少人数をやるということで、そこに区費教員を当ててきた経緯があります。しかし、学級数というのが認可制から届出制に変わって、東京都に届け出ればよいと。ただ、東京都の学級数を超えた場合は自分たちで教員を補充しなさいという制度に変わってきたのですね。それで、堂々と我々は区費教員を充てて35人でやってきました。ですから、40人でやるよりも学級数は当時から多いです。

教員の数を1クラス35人編成として都がくれますよという制度がどんどん拡充し、来年度は5年生までそれが拡充します。ですから、区費教員は6年生のみとなります。

そういうふうになってきた関係なので、結局学級数はずっと変わらないのです。35人でやっているのです。ですから教室が今、足りなくなっているのは、この制度がなったから足りないわけではなくて、児童数の増加で足りなくなっているだけです。

杉並は全国に先んじてこのような、いわゆる少人数の学級編制を行ってきたので、こうやって学級編制方針というのは報告してはいますが、来年は1から5年生までは東京都の教員が補充され、6年生は区費教員によって補充されるということです。

中学1年生に関しては、まさに先ほど学務課長が言ったように、中1ギャップということで、東京都が独自に加配教員を1人、35人を超える場合はくれますので、学級数を増やすことができる。

ただ、問題点は、そのままの人数で行くと、もしかしたら2年生になると1学級減ることになるのが課題であって、小学校6年生まで35人

だったならば、それに引き続いて同じ定数で、中学校3年間できるようにというのが今、国に対する要望事項になっている。そんな経緯です。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。それでは、ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決を行います。議案第8号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第8号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは日程第3、議案第9号「教育財産の用途廃止について」上程いたします。学校整備課長からご説明を申し上げます。

学校整備課長 それでは議案第9号「教育財産の用途廃止について」につきましてご説明を申し上げます。

杉並第二小学校につきましては、杉並区実行計画に基づき、平成31年度から改築事業を進めております。令和5年12月末に新校舎が竣工し、令和6年2月13日から新校舎での運用を始める予定となっております。

新校舎が竣工したことによりまして、既存校舎や屋内運動場、倉庫を解体する必要があるため、教育財産の用途廃止を行うものでございます。

議案を1枚おめくりください。用途廃止をする財産の内容につきましては、1に記載しているとおりでございます。

もう1枚おめくりいただいて、案内図をご覧ください。建物を解体する部分としましては、敷地北側の管理・教室棟、敷地西側の屋内運動場や倉庫となっております。

用途廃止の時期は令和6年3月4日でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

教育長 杉二小は、体育館の横くらいから確か遺跡が出たと思うのですが、今後体育館を壊していくと、また遺跡が出る可能性があるのではないですか。そんな時に、例えば工事が遅れてしまうとか、そういうことは起こり得るのでしょうか。

学校整備課長 ご指摘のとおり、屋内運動場の近辺で文化財が出る可能

性はございまして、もし出た場合にはその分作業が発生しますので、発掘作業についての分は遅れてくることになります。

生涯学習推進課長 体育館の部分の上に建てるものがなければ、一旦上の部分を解体した後に、いわゆる解体した後の地盤を調べて、基礎で壊されていないければ、多分前回出た状況から考えると、遺構が発見される可能性は高いです。ですから、上の体育館の上屋が取れた時点で、下の地面を調査するということになりますので、特に上屋が建たなければ問題ないと思います。

学校整備課長 自分の発言を訂正させていただきます。上屋を建てない形での状況であれば、工事自体は遅れないということで対応してまいります。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようございまして、教育長、議案の採決をお願いします。

教育長 採決を行います。議案第9号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第9号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは日程第4、議案第10号「杉並区指定文化財の指定について」を上程いたします。生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは議案第10号「杉並区指定文化財の指定について」ご説明をいたします。

本件は文化財保護審議会の答申を得た有形文化財を杉並区文化財保護条例の規定により指定するものでございます。

議案第10号「杉並区指定文化財の指定について」の2枚目をご覧ください。今回は平成21年度に渡邊錠太郎及び同邸関係資料並びに柳井平八関係資料として、杉並区有形文化財に指定された資料群に、その後親族より新たに関係資料が寄贈されたことに伴いまして、資料群の性質に変化が生じたことから、寄贈者に着目をいたしまして、前述の指定資料をそれぞれ分離、独立させ、指定以降に寄贈された資料を含めまして、追加指定し、渡邊錠太郎関係資料、柳井平八関係資料として、杉並区有形文化財に指定するものでございます。3枚目以降が参考資料となって

ございます。

1点目の渡邊錠太郎関係資料は二・二六事件の舞台の1つである教育総監渡邊錠太郎の私邸が杉並にあったことを示す資料も含まれておりまして、昭和の重大事件と杉並区との関係を証明する資料として貴重な資料であるため、杉並区有形文化財歴史資料として指定するものでございます。

2点目の柳井平八関係資料は、杉並区内に居住していた柳井の生涯やその周辺、陸軍省技師としての活動内容を理解する上で欠くことのできない貴重な資料であるため、杉並区有形文化財歴史資料として指定するものでございます。

詳細につきましては参考資料をご覧くださいと思います。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見はございませんので、議案の採決を教育長、お願いいたします。

教育長 採決を行います。議案第10号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第10号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは日程第5、議案第11号「杉並区教育ビジョン2022推進計画改定(案)について」を上程いたします。私からご説明を申し上げます。

先日、開催いたしました教育委員会でご報告申し上げましたとおり、杉並区の総合計画、実行計画の改定がございまして、その改定内容を踏まえまして、6年度を始期とした推進計画案を取りまとめるものでございます。

計画期間につきましては3か年、必要に応じて今後見直しを行うこととしております。

同ビジョンに掲げました教育行政の方向性を十分に考慮いたしました4つの基本方針の下、新たな計画事業を含めて38事業で進めてまいり

ます。

では、改定案のポイントのみをご説明申し上げます。5ページをご覧ください。ビジョン2022につきましては子どもを中心に捉えまして、教育に関わる大人も子どもも全ての人々が主役となる教育ビジョンであり、みんなで育てていくビジョンであることから、理解促進を目指しまして、各学校で子どもたちの意見交換会などを開催してございます。その内容について簡単にご紹介しているものでございます。

更に16ページをご覧ください。新規並びに拡充した計画事業についてご紹介をしております。16ページのところに基本方針1、拡充新規事業につきましては部活動の充実、特別支援教育の充実、教育相談体制の充実につきまして拡充されております。また、部活動指導員、通常学級支援員、スクールカウンセラー等の学校への配置が拡充されるとともに、新規事業といたしまして不登校児童・生徒支援体制の整備が追加されております。校内別室指導支援事業の実施などの取組を行ってまいります。

30ページをご覧ください。基本方針2につきましては7つの計画事項で構成されております。引き続き着実に取り組んでまいります。計画指標につきまして、現推進計画では郷土博物館の観覧者である指標をより広い範囲にして、文化財等を活用した事業への参加者数として見直しを行っております。

38ページ、基本方針3につきましては、小中学校の老朽改築校数の目標数値でございますが、これを修正しております。

計画事業につきましては、区立学校トイレの環境整備、図書館の整備事業を拡充いたしました。区立学校トイレの全面改修に加えましては、和式便器の洋式化に特化をいたしました改修、これを実施いたします。また、図書館ではICタグシステムの利便性の向上、閲覧席への座席予約システムの導入など、図書館サービスのさらなる充実を図るという計画にしてございます。

46ページをご覧ください。基本方針4につきましては計画指標、新たに子どもと向き合う時間が確保できている教員の割合というのを追加してございます。働き方改革を進める上で検証してまいります。ここでは区立学校における働き方改革の推進事業におきまして、ICT支援員の配置拡充、更には学校庶務事務システムの導入などを行います。そのほ

か学校徴収金の公会計化を新たな計画事業として追加、保護者の利便性の向上、更には会計の透明性の確保を目指してまいります。

最後にスケジュールでございますが、記載のとおり2月の区議会文教委員会にご報告をした後、3月15日から31日間、4月14日までパブリックコメントをしまして、その内容を基に5月に最終決定をするという内容になってございます。

説明については以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご質問等がありましたら、お願いをいたします。

久保田委員 基本方針3のところに関わって、学校ICT機器の整備等に関して、ちょうど今の時期は、まだ大きな変更はないのですが、やがて1人1台端末の機種の変換も含めて、新たな段階に向かっていく、そのちょっと前の段階だと思うのですが、それに向けてやはり、いろいろあちこちから意見を募って、方向性をしっかり定めていく必要があるかなと思うのですね。そういった端末の機種をどうするのかという問題だけではなく、今学校において、校務パソコンと学習パソコンが2台別々になっているという、非常に効率の悪いシステムでやっていることをどうしていくのかとか含めて、今後のその辺の見通しを持って進めていただければと思っていますところ。要望です。

庶務課長 先に話がありましたタブレットでございますが、当然買替え時期が迫っておりまして、来年度も機種の入替えを行います。GIGAスクール構想、国の構想でコロナ禍の時期に一斉に全国的にこれを進めてきたというのがございまして、全国的に一斉にまた買い替える時期が到来しております。一応国からは予算案として、幾らまでは国で出しますよという金額があるのですが、その金額を基にして買い替えていく、またはリースし直していくことになるので、正直スペックは最低限のものになってくるので、確かに今、委員のご指摘のあったとおり、学校によってはもう少しスペックのいいものをだとか、例えばもうアップルの方にしたらどうかとかいろいろな意見ございますけれども、一応国の補助金を使う事業という前提でございますので、国の示すスペックに見合ったものの中で最適なものを選んでいきたいと考えているところでございます。

二つ目にあった庶務事務システムの導入に関連もあるのですが、それ以外に校務パソコンと学習パソコンと確かに2台あって不便だというのがありますので、前回業者の多分契約の内容をご説明、報告したことがあったのですが、今後その2台を1台に統一して、利便性を向上しながらICTの改革も進めていくというのを同時進行で、来年度、再来年度と続けてまいりますので、そのような状況で取り組んでまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

伊井委員 前回の時もお伝えしたかもしれないのですが、不登校の児童への対策として様々な形を計画されていますし、これまでも実施されていると思うのですが、校内におきましていろいろな場所を準備してということで、学校支援本部の方とか、学校の関係のCSの方とか、そのような方々にご要望があり、様々な形で対応しているという現状があると思うのです。

学校によってはその形式が大分違うようなことも伺っているのですが、その辺りは今後学校間の差であったり、やり方の違いであったりというのは、どのように精査していったり、方向性などを考えていらっしゃるかお聞かせいただくと幸いです。

教育相談担当課長 ありがとうございます。校内別室指導支援事業、来年度拡充につきましては、今年度も多くの学校が校内で教室以外の別室で、教室になかなか入れない子どもたちの対応をしているのですが、やはり場所とか人の協力の得方ですとか、そういったことが学校の状況に応じて取り組んでもらっている状況でございますので、来年度については、人にかかる、ボランティア費なのですが、そういった予算はつけることができました。ただ、場所等についてはやはり各学校の状況でございますので、そこは学校の状況に応じた形になると考えております。

伊井委員 ありがとうございます。すごくいろいろな形で考えていただいて、それぞれの学校の可能な範囲ということでやっていただいていると思うのですが、お子さん方によって学校の中のどこにいられるかという場を準備するのはすごく大切なことですし、子どもたちにとってやっぱり様々な形で学びの場を保障するというのは大変重要なことだと思うのですが、今、費用の面での拡充というか、補って

ただけるというお話がございましたけど、費用の面だけではなくて、どんな人が関わるかというあたりは、現状いろいろ聞いている点もありまして、学校は大変注意深くそういう方を選んでいらっしゃるなと思います。どんな方が子どもたちに対応していくのかというあたりは、本当に予算のかかることなので今すぐにとすることは大変難しいと思いますけれども、専門性であったり、資格があるからオーケーということではないですが、その辺り十分な形で子どもたちのそれぞれに対応できるような方を充てていっていただけるような方向性も考えていただけたらいいのかなと思います。よろしく願いいたします。

教育相談担当課長 ありがとうございます。まさにどういった人がどういう支援をするかというのは課題として受け止めております。まずボランティアという形ですので、学校のそういった教育相談の中心となる教員と連携しながら取り組むことで、協力いただける方の支援の在り方というか仕方も、向上といたしますか、よくなると考えております。ただ、どういった方を充てるかというのは予算との兼ね合いもありますが、課題として受け止めさせていただきます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。それではないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では採決を行います。議案第11号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第11号につきましては、原案のとおり可決といたします。

では、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「公益通報の公表について」、私からご説明を申し上げます。

資料をご覧ください。杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例第9条及び同条例施行規則第8条第1項の規定によりまして、令和6年1月26日付けで公益通報を公表してございます。

内容でございますが、1「通報の件名」、1から4までございます。1番目が、済美教育センター元会計年度任用職員Aによります業務における私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち

出しというもの。

2番目が、済美教育センター会計年度任用職員Bによります勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤。

3番目が、先日、これは既にご報告を申し上げておりますが、馬橋小学校の児童指導要録の紛失という事案。

4番目、非常勤教員に係る不適切な人事配置というものでございます。

なお書きのところは先ほど申したとおりで、既に報告している指導要録の紛失のものでございます。

2番「経過」でございしますが、令和5年9月26日に区長の附属機関でございます公益通報監察員に公益通報がございました。同監察員による調査が行われまして、11月30日付けで調査結果の報告書というのが提出されております。

それにつきまして、その後、同報告に基づきます区による調査を実施いたしまして、現時点で判明している事実などにつきまして、杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例に基づき公表したものでございます。

3番「公益監察員による調査結果の概要」ということではございますが、1番目の私有パソコンを用いていたことは事実であると認められているところでございます。また利用して情報資産を持ち出していただろうということが言えるという報告内容になってございます。

また、2番目、勤務実態と合わない出退勤の修正が行われていたということも弁護士の方では認められました。更に、自動車通勤を複数行い、通勤手当についても交通機関を利用した前提で受領したということも認められたとになってございます。

3番目、指導要録に関する件ですが、以前より分かっている、故意にそれを隠蔽していたという事実は認められないが、紛失したことに対する適正な対応が取られていなかったということで、弁護士の監察によりますと任務怠りがあったということ認めざるを得ないという報告内容になってございます。

4番目は不適切な配置に気づき、速やかに適切な人事配置を行われたことを確認しているという内容が、調査結果の中では示されているところでございます。

今の内容につきましては、4番「資料」に書いてございますが、それ

ぞれ別紙がついておりまして、その事件のもう少し踏み込んだ内容と具体的な意見、更には区の対応等が全て記載されたものを添付資料としてつけてございますので、ご確認していただければと思います。

私からの報告については以上でございます。何かご質問がございましたら、よろしくお願いを申し上げます。

教育長 初めに私から、この件について区民の方々を含め、皆様方におわびを申し上げます。今回この公益通報という制度によって、教育委員会の内部の様々なことについてご指摘を受け、本日ご報告をさせていただいております。教育委員会としての事務局、教育委員会の教育長として、このようなことを起こしてしまったこと、皆様におわびを申し上げます。

この後、議会等でもご報告をし、今後二度とこういうことのないように努めてまいりたいと思っております。申し訳ございませんでした。

庶務課長 それでは、何かご質問、確認がございましたらお願いをいたします。

對馬委員 今回あってはならないことがあったということですが、この公益通報という制度、あまり今までなじみがなかったと思うので、この制度について概要を確認させていただきたいのですが。

庶務課長 公益通報制度の概要でございますけれども、区の事業だとか、事業内容につきまして違法である、または不正だということがあった場合、それを公益監察員という名の弁護士、これに通報できるという制度でございます。

通報を受けた公益監察員につきましては、通報者の保護を前提に、通報の内容について、事実であったかどうかということで調査、ヒアリングなどを行い、その内容を区に報告するというもので、それが60日以内ということが定められてございます。

報告を受けました区長は調査に協力をし、その報告を受けた内容について、60日以内にまたこれを公に公表していくということで制度を保持するとともに、再発防止のために必要な措置を行うという制度でございます。

對馬委員 今の説明で2つお伺いしたのですけれども、これは通報するのは内部的な人、それとも外部の人が気付いても可能なのかということと、それから通報者については保護されるということですので、ど

なたが通報したかということは公表されないということによろしいのでしょうか。

庶務課長 当然内部、外部そういったことを知り得たということで、通報というのはどちらでも構わない。また、後半のものですけれども、当然通報者の名前だとかそういったものについては秘匿するという内容になってございます。

對馬委員 ありがとうございます。それが9月26日付けでこのような通報があったと先ほど伺ったと思いますけれども、公益通報というのが上がってくるまで、事務局の方で何か不正に気付くようなことはなかったのでしょうか。全く気付かなかったのでしょうか。

庶務課長 今回の公益通報と一部重なるものもございますけれども、実は令和4年の11月下旬の時点で、センター内の不正についてどうなのかということで職員から口頭でのお話があったようでございます。その後、文書で区長に訴える前に、教育委員会の自浄作用を願うということで、事務局の管理職等に、いわゆる告発文みたいな形で、こういったことが今、行われているということを訴えたと聞いてはございます。

對馬委員 それで令和4年11月頃と伺って、1年近く後に公式な通報になったのかなと思うのですが、1年ぐらい前に自浄作用を願って通報してきてくださったことに対して、全く対応していなかったのでしょうか。

庶務課長 当時は私いなかったのですが、当時の状況をいろいろ確認しますと、4年の11月の段階で口頭でそういった訴えがあった。一部の教育委員会事務局の管理職には共有されましたが、結果としてはそれに対する対応が特にないということで、令和5年1月になりまして、区長の方にまた匿名で告発文が届いたという経緯がございます。当時の次長だとかも区長から呼ばれて、この内容については調査、報告をするようにという指示を受けたようではございますが、それ以外にもいろいろ当時告発はないのかという確認されたというのとはございますけれども、その際、あくまでもそれ以上のものはないということ報告しているということは聞いてございます。

ほかにはいかがでしょうか。

久保田委員 1件目のことについてなのですが、私有パソコンで情報資

産を持ち出したという、外で学力調査の分析等を行ったということなのですが、そこにおいて個人情報等は含まれているのでしょうか。

庶務課長 これ済美教育センターに確認をさせていただいたところ、コピーして私有パソコンに保存したのはCDロムのデータだと。これはいわゆる学力データを作成するための元データということで、個人の調査結果は含まれていますけれども、名前等はない情報になっています。

それ以外の情報もいろいろ入っているのですが、直接個人情報に当たるようなものはないと聞いてございます。

久保田委員 その場合なのですが、例えば学籍簿とかほかの情報と突き合わせた時に、関連して分かってしまうということはあるのかどうか。

庶務課長 当然、今ご指摘があったとおり、学力データそのものはテスト結果のデータ、それに当然番号も載っているのですが、例えば出席簿、学籍簿で名前を当てていけば、この子は何年何組の誰々君だねということはどうも分かる状況となっております。

久保田委員 これまでもなのですが、実際情報が外に流れたり、あるいは悪用されたりとか、そういったことはあったのでしょうか。

庶務課長 実はこれを持ち出した職員Aについては、いろいろ著作物、本なんかを執筆している状況がありますが、そこには多分職務の中で得た情報なんかが記載されているということはありますが、具体的には何か悪用されたということはないということで今、聞いておりますが、今後もし実はこんなデータが出ていますよとか、こんなものがこういうところでパソコン上で見える状態ですよということがあれば、それは流出したのだらうというのはあるのですが、現在のところ特に悪用したという情報を得ているものではございません。

前田委員 ちょっと今回のことに関してはすごく私たちもびっくりしているところではあるのですが、Aの方の情報資産というのは、今はどのような状況になっているのでしょうか。削除できたとか、回収できたとか、そういうところを教えてください。

庶務課長 センターの方で調査、確認したところによりますと、退職前に当然区で使っている共有のフォルダがありますが、そのものを本人は全部削除してしまっている。それでどうも自分のパソコン

で持っていったのかなということが予想されるのですが、なかなかその辺については、果たして持っていった情報が今どうなっているのかということは一不明な点があるような状況でございます。

前田委員 まだ今後どうなるか分からないという状況ですね、流出も含めると。

庶務課長 そういうことになります。全体の概要は。

前田委員 あと、このAという方とBという方が会計年度任用職員ということで共通していると思うのですけれども、なぜこの2人、なかなかあまりないケースだと思うのですけれども、2人ともということで、どうしてこういうことが起こってしまうのかということについて、お教えいただけますでしょうか。

庶務課長 これ弁護士の公益監察員の報告の中でも実は指摘されております。このAとBはともに、かなり前からお勤めになっていたので、その時から主任研究員みたいな肩書で、ちょっと一般の職員とは違うようということで特別待遇をしていた。自らそれを求めていたということがありますが、それを周りの人たちも特別扱いをやめるとか、正すことができない、そんな組織風土がセンターの中に作られてしまったのかなということがあって、そういう不正といいますか、そういうことを行う土壌が作られてしまったと思っているところでございます。

前田委員 もう少しお伺いしたいのですけれども、特別扱いと、先ほど特別な待遇とありましたけれども、具体的にどんなことをされていたか教えてください。

庶務課長 センターの中で、調査の中で明らかになった具体的な例としては、例えば何か決裁、事案を決定する時に、当然職員がいて、係長がいて、統括指導主事がいて、所長決裁とするのですが、その中で例えば自分も関与者として決裁のルートに入れるということで、自分がオーケーしなければその案が、例えば所長まで行かないというような例があったこと。更には座っているところも特別研究をやっているということで、あたかも管理職のような机と椅子がなぜか用意されて、それを見れば新しく異動で入ってきた職員は、あの方は偉い、管理職なのかと思ってしまうようなことがありました。

前田委員 ありがとうございます。あとはちょっと勤務時間の不正とい

うのがBという方にあるようなのですけれども、実際はどんな不正があったのか教えてください。

庶務課長 我々の方でも調べる中で、当然会計年度でございますので、勤務時間が例えば6時間とか決まっております。出勤時間が当然定められているのですが、定められた例えば9時出勤というのが、9時になっても来なくて9時半とか10時とかに来る。帰りも6時間なら6時間たった後で退勤ということになるのですが、それも何か出張だと称していなくなってそのまま直帰みたいな感じ、もしくは一度も顔を出さずにいて、本当は毎日打刻をカードでするようになっているのですが、全て手書きで、メモでこの日は何時から何時、どこか出張していたと書いたものを担当の職員に渡して、その人がわざわざ入力を手作業でしているという形があって、非常に自由にといたら語弊がございますけれども、そのような実態があったということが分かっているものでございます。

前田委員 ありがとうございます。私は企業に勤務してまして、いろいろな目があったはず、例えば決裁に関してはルートが結構、特に行政というのは多段階になっていると思っております、どうしてこういうことが起こったのかなと、どうしてなのだろうというのがすごくあります。

あえて苦言をとということでお伝えさせていただくと、確かにこのAという方、Bという方自身にコンプライアンスの意識が欠如されていたというのはすごく理解するのですけれども、どうして管理職の方やいろいろな方が見ているはずなのに、これがストップできなかったのかなというのは、すごく残念です。

例えば管理職クラスも横で確認し合うも含めて、その方だけが見るのではなくて、いろいろな方の目があって、自分たちでこの組織をよくして、この仕事をきちんと届けていこうということが、この方だけではなく、皆さんで確認できるような、本当にそういう組織風土と言ったら一言になってしまうのですけれども、本当にそこに期待したいですし、是非これを機に皆さんがいろいろ考えていただいて、よりよいものを届けていただけるような、そういう教育委員会になっていただければなと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

庶務課長 本当にご指摘を頂いたとおりで感じております。センター

の方でこの2人についてはかなり前からいたということで、正直センターの中でかなり古くからいるということがあって、新しく来た人よりは物を知っている。逆に言えば、その人しか担わない仕事、例えば学力のテスト結果に基づいた分析とかをして、かなり実力的には分析だとか、パソコンにも長けている方だったようで、やっぱりそういう技術といいますか、技量がある程度あるということで、みんなが少しずつ一目を置くようになっていったのが悪循環で、俺しか知らないのだと。逆に言えば、あなたたち知らないのでしょうということで長年そういうのが来て、そういった風土を生んでしまったというのがありますので、今後教育委員会としてもそういったことをどうやったら改善できるのか、払拭できるのかというのを、センターと我々教育委員会内部でもいろいろ取り組んでまいりたいと思っております。

前田委員 ありがとうございます。技術者が本当に技術に特化するのはその方のお仕事ですけれども、管理職にも管理職の特別なスキルがあったり、皆様にいろいろなスキルがあるのは変わらないというか、その人だけが重宝されるべき人ではないというのは、皆さん多分分かっていらっしゃることだと思っておりますので、是非それぞれがきちんとヘルシーに健康的にチェックし合えるような、そういう組織になっていただければと思います。入ってくる方も多分「あれ？」と思ってしまうと、そこからこんな感じでいいのかなという風土の乱れができてきてしまうかなと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。伊井委員。

伊井委員 私ども本当に今回のことは残念だなと思っておりますが、ほかの方がすごく全力を尽くしてお仕事をしていらっしゃるのをよく存じ上げているだけに、こういったことがあって全体がそういうふうに使われてしまう、捉えられてしまうことがすごく残念で、本当にほとんどの方がちゃんとお仕事をしておられて、全身全霊で向き合っておられることをよく日頃から本当にありがたく思っているところなので、本当に今回のことは残念だなと思うのですが、Bの方が例えばこういうことで不在の間に、事務作業をしていた方がいらっしゃると思うのですが、周りにも人がいたということを見ると、事務作業をしていた方なんかは自らやっていたとは思えないのですが、その辺はどんな感じだったのでしょうか。

庶務課長 明確な文書で指示をするとか、そういったことはないのですが、今言ったように、かなり前からいらっしやった。その中でも最初から主任研究員、途中では教育長付だということを称して、名刺にそういったものを書いて、それが公にも何となく認められてしまっている状況があったということから、事務職員に例えばこれやっておいてって言われても、それを断るだとか、いや、これは違うのではないかということと言えるような雰囲気にはなかったというのが大きなものなのかなというのは、ヒアリングとか調査の中で得たものでございます。

伊井委員 周りの方もいろいろな意味でちょっとおつらい部分もあったのかなということは察するところでありますし、このように精査していただいた形になっておりますので、今、前田委員もおっしゃいましたけれども、どのようにという辺りが、すぐに具体的なことをおっしゃられるのは難しいかもしれませんが、見通しとしてこんなふうにしていくのだというようなお考えとか、方向性みたいなものは現在の時点でございますでしょうか。

事務局次長 その前に伊井委員からもご指摘いただいたように、ほかの職員がみんな一生懸命やっている中で起きてしまった残念な事件ということで、今日の皆様の質問にお答えする中でお気付きかと思うのですが、1年以上前に一旦口頭で話があって、その後、同じ人かどうか分かりませんが、直接手紙が届いて、内容も重なっている部分があるということで、詳しくは申し上げられないのですけれども、2度チャンスがあったのですね。ですけれども、そこを残念ながら生かし切れなくて、3回目には、3回目というか、人は別かどうかというのは分かりませんが、3回目に公益通報という形になってしまったと。

今日の庶務課長のお答えにもありますとおり、特別扱いをしていたということが組織の中の風土にあって、不正に気付いている人が、私も実は20人以上にヒアリングしました、個別に。不正に気付いている人もたくさんいるのですね。でも言えない雰囲気だったと。上が認めて、管理職も認めて、それを正そうとしたかったのだけれども、できなかった。正義感を萎縮させてしまっていたという実態があると思います。

不正の入力をしていた職員というのは、やっぱりその心労も計り知れないものでした。本当に大変だったと思います。ただ、不正をしてしま

ったということは事実なので、これはやっぱり職員としてきちんと反省しなければならぬ。

今後はやっぱり教育委員会としても、組織の意識改革が絶対必要だということと、当たり前なのですけれども、コンプライアンスをきちんと守るということをしていけないといけないし、正しいことは正しくする。いけないことはきちんといけないと声を上げて言える組織にしていけないと、今の状況で教育委員会が信用を取り戻すというのはなかなか難しい。非常に時間がかかるとは思いますけど、今、ちょうどこうした事件を受けたからだけではないのですが、教育委員会の組織の見直しの検討に入っているところですので、来年度いきなりできるというものでもないですが、信用の回復と健全な運営に向けて、我々一丸となって進めていきたいと思っています。以上です。

伊井委員 ありがとうございます。子どもたち、これからの未来を担う子どもたちの学びに結びつくところなので、どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。對馬委員。

對馬委員 ちなみにこのお二方、主任研究員という職だというお話がさっきありましたけれども、主任研究員という方はほかにいらっしゃるのですか。

庶務課長 この方たちだけのようです。

對馬委員 そうなのですね。やっぱりその時点で特別扱いだったということなのでしょう。先ほど次長からもお話がありましたように、やはり先生方が学校で何を教えるかという時に、やっぱり決まりを守りましようとか、そういうことが非常に大事なベーシックな部分だと思うのです。それは世の中に出ていった時にすごく大事ですよということなのだと思うのですけれども、そのところを先生方にも指導できるような立場の方々がたくさんいらっしゃる中、今回このような事件があったということは、非常にやっぱり信用を失うことにつながっていくことだと思いますので、そのところは本当に一人ひとりが、もちろん恐らく関わった人以外は皆さん分かってらっしゃると思いますけれども、なあなあになってしまわないで、きちっと原点に戻って、決まりをちゃんと守ろうというところでやっていかなければいけないのだなど、私も含めてですけれども、改めてきちっとして

いつていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

庶務課長 今のご指摘を踏まえて、センターに限らず教育委員会のほかの部署もこういったことがあってはならないと考えておりますので、そんな対応を求めてまいりたいと思います。久保田委員。

久保田委員 先ほど来、組織風土という問題が指摘されていると思うのですが、そのことを考えた時に、例えば今回の問題を学校現場はどのように受け止めるかというのは、私にとってはすごく心配なところでもありまして、教育委員会として、例えば校長会とかも含めて、どのように報告し、またこれからの、まさに組織風土を変えていく上でどんなことを示していくのか、その辺現時点で分かる範囲で教えていただければと思います。

事務局次長 今、ご指摘いただいた点は考えておりまして、校長会にもきちっとご説明をして、やはりどこがいけなかったのかという点も含めて学校と共有した上で、校長会にも助言いただいて意見交換して、これから進めていきたいなと考えております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項の2番、「善福寺川整備工事による施設の損傷に対する和解について」、特別支援教育課長からご説明を申し上げます。

特別支援教育課長 それでは「善福寺川整備工事による施設の損傷に対する和解について」ご報告いたします。

平成19年度から平成24年度までに、東京都建設局第三建設事務所が実施した善福寺川整備工事により、隣接する済美養護学校及び済美教育センターの外床にひび割れ等の損傷が生じました。これについて令和5年5月に東京都から区への損害賠償額を含めた和解条件の提示があり、協議を進めてきたところでございます。当該工事による近隣施設への損害は29件発生しているが、本件以外は既に和解していること、また、東京都からは時効を援用せずに、速やかに賠償する意向が示されたことから、以下のとおり、地方自治法の規定に基づいて、区長の専決処分により和解をいたしました。

「主な経過」でございます。平成19年3月7日、都三建が善福寺川整備工事を実施いたしました。平成24年10月9日までの工事となっております。平成25年9月10日、都三建が工事による損傷を認定いた

しました。そして令和5年5月25日と29日に、東京都から区に対して損害賠償額を含めた和解条件の提示がございました。続いて9月27日、東京都から区に対して時効は援用しないこと、示談書により和解したい旨の説明がございました。それを受け、令和6年1月24日、東京都と示談書の締結をした経過でございます。

2番目の「損傷の概要」でございますが、済美養護学校では記載のとおりでございますが、区の損害額として20万2,000円が認定されております。済美教育センターにつきましては1万6,500円の認定となっております。

3番目の「和解の内容」でございますが、(1)金額として21万8,500円、内訳は記載のとおりでございます。(2)和解の条件といたしまして、本件に関し、今後いかなる事態が生じて相手方はもちろん、何人に対しても何らの異議・請求など一切行わないこととなっております。

4点目の「損傷への対応」でございますが、済美養護学校の体育館につきましては今年度中に補修を行う予定となっております。なお、済美教育センターの損傷につきましては、現在済美養護学校増改築工事等により解体が進んでおり、損傷箇所は現存していない状況となっております。

5番目に「今後の進め方」でございますが、令和6年2月第1回区議会定例会にこの内容を報告することとなっております。

私からの説明は以上です。

庶務課長 それでは、今の報告につきまして、何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見はないようでございますので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項3番、教育委員会共催・後援名義使用につきまして、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは令和6年1月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

1月分の合計は全体で13件でございます。定例・新規の内訳は、定例が11件、新規が2件でございます。共催・後援の内訳は共催が2件、後援が11件となっております。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、お願いをいたします。伊井委員。

伊井委員 4ページの新規の「こども夢の商店街実行委員会」ということで、場所はコピス吉祥寺ですが、これは杉並区としてこの団体さんを後援するという、この事業に関して後援するという感じの解釈でよろしいでしょうか。

庶務課長 コピス吉祥寺というのは商業施設のようなのですが、そちらで子どもたちがお店屋さんを体験するという事業をやるので、近隣市区町村ということで杉並にも是非後援をということで申出があったものでございます。

伊井委員 そうすると対象としているのは、杉並区のお子さん方も参加可能という感じで募集されているということですね。

庶務課長 そういった周辺の子どもたちと聞いてございます。

伊井委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。3番については以上でございます。

続きまして、報告事項4番「区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況等について」ということで、済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

統括指導主事（保土澤） 続いて、私からは令和5年度「区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況等について」、済美教育センターが担当するICTのソフト面についてご報告いたします。

まず「教職員向けICT活用研修の実施」につきましては、年間を通じICT推進リーダー連絡会の実施と各校や教員の実態に応じて取り組む訪問型要請研修を行ってまいりました。

ICT推進リーダー連絡会は年間10回定期的に開催し、日常の授業における効果的な活用方法や課題等を共有し、その内容を各校へ還元してまいりました。

訪問型要請研修はこれまで年間合計35回実施し、授業における学習ソフトの効果的な活用や、情報モラルに関する研修等を実施しております。更に研修動画を72本配信し、教職員が自分の学校で学ぶことができるように各校の実情に応じて活用を図っております。

今後はICT推進リーダーによる授業公開の実施時期や、周知方法を更

に工夫したり、済美教育センター主催の集合型研修を実施したりすることで、ICTを効果的に活用した取組をより一層増やすことにつなげてまいります。

次に「デジタル教科書実証事業」についてです。こちらは学習者用のデジタル教科書の効果的な活用を目指し、文部科学省の実証事業や東京都の授業実践開発事業等を活用してまいりました。

今後は抽出校を対象としたアンケート調査の結果や、活用状況を分析し、済美教育センターによる指導、助言に生かすことで、より一層の活用を図ってまいります。

続いて「オンライン学習システム『MEXCBT』の活用」についてです。文部科学省の新しいシステムMEXCBTを区立小・中学校で活用し、杉並区意識・実態調査や全国学力・学習状況調査「話すこと調査」を実施いたしました。

課題として調査結果の効果的な活用があります。調査結果を児童・生徒理解に活用し、日常の授業改善に生かそうとする好事例を今後の指導・助言に生かしてまいります。

最後に「仮想空間を活用した不登校児童生徒への支援に関する研究」についてです。東京都のバーチャルラーニングプラットフォームを活用し、関わりや学びの場の提供を試行してまいりました。バーチャルラーニングプラットフォームを利用した生徒は、その後さざんかステップアップ教室への通室につながるなど、成果の一端は見られましたが、利用者が増加した場合の対応等の課題もあります。今後は体験した生徒を対象にアンケートを実施するとともに、他自治体等と連携し、検証を進めてまいります。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。久保田委員。

久保田委員 2点質問です。1点目は、学習者用のデジタル教科書の効果的な活用方法ということで、学校によっては活用が進んでない状況が見られるということが課題で指摘されていますが、これ実際にはどのように考えてらっしゃるかということが1点。

それから2点目はMEXCBTに関してなのですが、子どもたちの意識・実態調査を実施したとあるのですが、実際に6月に行ったものが現段階でどの程度まとまって整理されているのか、あるいはこの後、出てくる

のか。11月も行ったということなので、それも含めて現況というか、見通しも含めて教えていただければと思います。

統括指導主事（保土澤） まず学習者用のデジタル教科書につきましては、各学校で活用している、どれぐらいログインをして活用しているかというものの分析をしている段階です。実際に効果的な活用を図っている学校につきましては、この学習者用デジタル教科書を使って、子どもたち一人ひとりの個別最適な学びを目指した活用等を図っている事例はございます。ただ、英語の学習者用デジタル教科書については、特に小学校で活動的な学びになった時に、どのように活用していくかということが大きな課題として残っているところです。

この点を各学校の実践を基に、より効果的な活用を周知してまいりたいと考えております。

続いてMEXCBTにつきましては、今年度年間で3回調査を実施するうち、2回の調査は実施したところでございます。まず1回目の調査の結果の中で、子どもたちが学校生活の充実感というところを、最高5.0のところを区全体で4.0と高い数値を残しております。これが2回目の調査の際には4.2と更に向上しているところがあるので、この点については、各学校での様々な取組を生徒たちが自分たちの学びとして高く評価していると分析をしているところです。3回目の調査を3学期に実施いたしますので、年間の変容を引き続き分析してまいりたいと思います。以上です。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。對馬委員。

對馬委員 直接すぐではないかもしれないのですがけれども、小学校のPTAの方とお話した時なんかにも、小学校1、2年生にタブレット端末は必要かみたいな意見が保護者からよく出ますという声も聞きまして、壊しちゃいけないとか、充電ができてないから使えないとか、そんなことばかりやっているのなら、それよりちゃんと字書いてよ、字を覚えてよってという声もあるというお話も聞きました。それは杉並区だけで考えることではないのかもしれないけれども、国の考え方とかいろいろなことがあるとは思いますが、紙でやること、それからデジタルなものを使ってやること、そこをどう両輪で、まだまだしばらく両輪だと思うのです。完全にデジタルにはならないと思うので、両輪でやっていくのかということはどう考えてらっしゃるのかということが一

つ。

それから、もう1つが先ほど情報モラルに関しても研修動画をやっ
てらっしゃると伺ったのですけれども、この間、子どもたちの名寄の発表
を見ていて、とても発表自体はよかったと思うのですが、掲示物を見て
いて、参加した25人の子のうち、出典がちゃんと書かれた子が1人、
1.5人ぐらいかなというところでした。写真の下にはいろいろ書いてあ
るのだけれども、写真だけじゃなくて、例えばこの動物がどういう動物
だったかというのは、自分だけでぱっと見て分かったわけが絶対なくて、
何かを調べるところこうこうでしたと。発表はしているし、書いてある
のだけれども、どこで調べたが何も書いてない。

やっぱり情報モラルはすごくそういうところ、ICTだけじゃなくて、
私は前から言っているのですけれども、先生たちがまだまだその意識
が足りないなと私は感じていて、いわゆる調べ学習というのを始めた時
から、出典はこれ、なぜこれを書かなければいけないのかなという、著
作した人への敬意というか、そういうところも含めて、もし自分のもの
を黙って使われてしまったらどう思うというところを、そこを先生にま
ずちゃんと分かっていたいただいて、子どもたちに分かるように、何か調べ
たものとかはこれによるとこうですよというのが、そうやって伝えてい
くということを是非やっていていただきたいなと思います。お願いで
す、これは。

統括指導主事（保土澤） ありがとうございます。まさにご指摘のあつ
たとおり、ICTと紙との両輪、どちらも効果的に生かして、学校での学
びは考えていくべきと思っています。となると、小学校1、2年生に
とってもやはり生活でICTに触れている、そういう世代の子どもたちな
ので、学校でも効果的に使えるように工夫をしてまいりたいなと思
います。

それから、情報モラルの点もありがとうございます。実際に今年度訪
問要請型研修の中で、学校から著作権に関しても研修を行ってほしいと
いうオーダーを受けたことも聞いております。実際に教員の意識のとこ
ろをしっかりと研修等で支えながら、子どもたちがそういった学びを積
み重ねていけるように支援してまいりたいと思います。

對馬委員 ありがとうございます。学校で使う例外というのはあるので、
非常にそこはよりややこしくなってしまうと思うのですけれども、是

非やっていたきたい。

もう1つお願いすることがありました。ICT支援員さんがやっぱり非常にありがたいという声を校長先生方からよく伺いますので、是非これも継続して、ICT支援員さんをうまく活用してと言ったら失礼かもしれませんが、やっていっていただけたらありがたいなと思います。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。前田委員。

前田委員 ICTの活用について、ありがとうございます。先ほど對馬委員からもありましたけれども、やっぱり小さい子も今、本当にSNSとかインターネットの付き合いはもう小学校、幼稚園ぐらいから始まっているので、そのモラル教育といいますか、そこら辺は大事だなと思っています。

例えば本当に極点な意見を、誰かの意見がすごく正しいと信じ込んで、それで突き進んでしまっていることも、子どもたちは結構ありますので、例えば本当に正しいのか、いろいろなものを参考にしながら情報を取っていく技術も大事だなと思いました。

例えば国語とか算数とかデジタル教科書から得る情報だけではなくて、インターネットの世界に彼らはもうどんどん出ていっているので、その中から信ぴょう性の高い情報をどんなふうにとってくるのかというやり方も含めて学んでいけるような、そういうものになっていくといいなと思っています。

今、本当にAIとかChatGPTとかいろいろありますけれども、情報との付き合い方というのは、もう子どもたちの方がどんどん進んでいますので、そこに上手に追いつきながら、学校はやるのがたくさんあって、これ以上というのはあるのですが、大事なところが抜けないようにというのは是非要望としてお伝えしたいと思います。お願いします。

統括指導主事（保土澤） ありがとうございます。まさに子どもたちが日常的に触れているインターネットやSNSの世界で、この情報が本当に正しいのだろうかという視点を持ったり、またインターネットの世界には正しくない情報もあるのだという実感を持ったり、そういった学びを学校でもできるようにしてまいりたいと思います。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、4番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項の5番「杉並区教育委員会と明星大学との教育イ

ンターンシップに関わる協定締結について」、引き続き済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括指導主事（保土澤） 続いて「杉並区教育委員会と明星大学との教育インターンシップに関わる協定締結について」、ご報告いたします。

本協定は明星大学で教職課程を置く学部にも所属する2年生以上の学生を対象に、毎週木曜日教育インターンシップとして、杉並区立学校へ派遣し、教員の補助として学生に実践力を養う目的のものです。

資料の4、5に記載のとおり、明星大学は既に他自治体等々教育インターンシップの実績があり、派遣された学生は授業補助や部活動指導等に取り組んでおります。

今後の流れですけれども、2月中旬を目途に協定書の締結を完了し、区立学校へ受け入れ希望を取ります。その後受入れ校で面接を実施し、5月から教育インターンシップを開始する予定です。12月まで毎週木曜日の受入れを行った後、評価表を学校から大学へ送付するという流れになっております。なお、学生の交通費や給食費は学生の自己負担となり、けがや事故等の際の対応としても保険加入をしているものでございます。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの報告内容につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

伊井委員 私の方で把握できているかどうか分からないのですが、インターンシップという形では明星大学が初めてでしょうか。早稲田大学と協働してやっていたことがあると思うのですが、その辺りを教えていただきたいことと、これまで東京都で八王子や何かでやってらっしゃいますが、その辺も情報として、先生が1人ついたりとか、日常の形として教育実習があるじゃないですか。あのような形なのか、またちょっとそことは違うような形なのか、今いる杉並の先生がどういう関わり方をしていくのかなという辺りを教えていただけたらと思います。

統括指導主事（保土澤） まず1点目の早稲田大学とのインターンシップ、これは協定を過去に結んでおります。実際にこちらのインターンシップについては、学校や教育委員会がこういう場面で学生を派遣してほしいというオーダーに基づいて、例えばウィロビーの学習会に学生も来てサポートしてほしいとか、そういった形で活用を図ってまい

りました。

今回の明星大学の方に関しては、毎週木曜日学校に直接学生が1日いるという形ですので、これまでの形とは少し異なるイメージです。例えばこの教員が担当するというよりは、様々な学校の中で教員の授業であったり、部活動であったり、行事であったり、そういったところを経験できるようにという狙いもありますので、実際にはある学校に行ったらいろいろな教員と関わってというイメージになろうかと思います。

済美教育センター所長 少し付け加えさせていただきますと、早稲田大学の教育総合科学学術院との協定につきましては、インターンシップというよりは教育研究活動に関する総合支援、協力を行うという内容で協定を結んでおりますので、いろいろな形で学生さんにもご協力いただいているところです。

伊井委員 ありがとうございます。子どもたちも学生の方と関わるというのは年齢も近いですし、様々な学生さん側からしても実際の現場で経験をされるという、経験を積んでいかれるというのは大変前向きな視点でいいのかなと思います。先生になっていただける方が1人でも増えて、いい教育活動につながっていくといいなと思います。よろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。久保田委員。

久保田委員 教育インターンシップ制度、この協定締結というのが首都圏67ぐらい教職課程を持っている大学があるのですが、実はなかなか広がってきてなかったのですね。現時点でもここに報告されている地区のみで、まだ意外と広がらないという難しさがありまして、でも、少しずつ広がってきているのだなと、今回うれしく思っているところです。

やっぱり大学自体からすると、インターンシップ制度の難しさというのがいろいろあって、なかなか広がらないというのはあるのですが、でも学校現場からすると学習ボランティアとか、いろいろな形で教職を目指す学生が現場に入ってくることは大歓迎で、あちこちで探しているところも多いと思うのですね。

先日の杉小P協の懇談会の中でも、不登校対応の中で、区のある小学校で校内の特別指導室、そこに実際に大学生が入ってくることで、子どもにとって年齢の近い学生が入ってきて、いろいろなことを一緒にやっ

ていく中で、非常にいい結果が出ているという報告もありました。

やはりこれから実際に各学校で、いろいろ各学級の補助とか、あるいは不登校対応とか、いろいろなことで学生が入ってくる機会が作られたというのは、とてもいいことだなと思っておりますので、是非今回の明星大学とのインターンシップ、これから楽しみにしているところです。どうぞよろしくお願ひします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。對馬委員。

對馬委員 私もこれはとてもいいことだなと思います。ボランティアで受け入れてくれる学校も今まではたくさんあったと思うのですけれども、これは杉並区の学校の方からすると、来てくださいと手を挙げた学校に行くというイメージなのでしょうか。

統括指導主事（保土澤） ご指摘のとおり、人数は大学の方から何名という提示があって、各学校の希望を取って受入れ校が決まっていくという流れでございます。

對馬委員 1人の方が行ったら、AさんがB校に行ったらずっと1年間そこでやっていただくということですね。そうすると多分子どもたちや先生とも顔がつながって、信頼されていって、先生方のご活躍を見て、やっぱり先生はいい仕事だなと思ってもらえると、お互いにいいなとは思ひます。

学生はいい意味で中途半端な立場というか、完全に大人になりきれていない部分というか、子どもたちの気持ちに大人よりもずっと寄り添えるとか、自分事として考えられる子もたくさんいるので、そういう意味では子どもたちも本当に年齢が近いお兄さんやお姉さんにいろいろな話をしたら、そういうこともあるよねと共感してもらったりとかすると、非常にいい循環が生まれたらいいなと思って期待してひます。よろしくお願ひします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。では報告事項5番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項6番「杉並区子ども読書活動推進計画（案）」につきまして、中央図書館長からご説明を申し上げます。

中央図書館長 中央図書館長です。令和5年11月8日の教育委員会において報告させていただきました、子ども読書活動推進計画の改定案につきまして、計画を取り巻く状況、それから図書館協議会や子ども読

書活動推進懇談会の意見等を踏まえまして、計画の案を取りまとめましたので、本日ご報告をさせていただきます。

「計画改定の趣旨」ですが、これまでも重点的な取組としている乳幼児への支援や、学校図書館の充実については、引き続いて取り組んでまいります。加えて特別な配慮を必要とする子どもへの読書支援や子育て関連施設などとの協力、連携の強化等の取組も進めます。

また、今回改定する計画は総合計画の中の改定内容を踏まえ、子どもたちが様々なことに好奇心を持ち、探究心を深めて学ぶために必要となる継続的な読書習慣、これを養うことを目指すものとしてまいります。

次に「計画の性格」でございますけれども、資料に記載のとおり、これまでの計画と同様、ゼロ歳からおおむね18歳までの子どもを対象にし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性や取組を示すものでございます。

「計画の目標と期間」についてですが、今回の計画においては、目標やそれを達成するための指標を整理して記載してございます。目標（1）に記載の子どもの読書環境を整備するとともに、読書活動を活発にする取組を進め、発達段階に応じた読書習慣を育み、読書好きな子どもを増やしていくこととします。

それに向けて二つの指標を設定しました。一つが、小中学生の未読者の割合で、これは国の調査を活用し、令和8年度の未読者率を令和5年度実績の3割減、具体的には小学校6年生においては17.1%から12%に、中学校3年では31.4%から22%引き下げた値を設定いたします。

指標の二つ目は、読書が好きな小中学生の割合で、令和8年度の割合の目標値を令和5年度実績値の2割増。これも小学校6年生では74.4%から89.3%に、そして中学校3年生では63.6%から76.3%に引き上げた値を設定しております。

これらの指標以外にも取組の進捗状況を把握するため、図書館の利用状況などの実績数値を定期的に確認いたしまして、その後の取組につなげてまいります。

次のページになりますけれども、計画期間につきましては、教育ビジョン2020推進計画と同様に、令和6年度から8年度までの3年間といたします。

次に計画改定案の概要です。今回は現行の計画を継承して5つの分野

と4つの重点的取組を設定しております。重点的取組は資料に記載のとおりです。

本計画では五つの分野の下で、29の事業項目を定めております。ちなみに現行計画の事業項目は28項目でした。今回追加した項目は、この表に記載の五つの分野のうち、五つ目の「読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携」のうち、二つ目にあります事業「社会教育施設や子どもに関わる施設間での協力・連携」です。

これは、これまでも図書館と子どもに関わる施設などとの連携を図っておいりましたけれども、読書活動の推進には、やはり図書館を中心に子育ての関連施設などとの一層の強化が欠かせないことから、改めて一つの事業項目として設定したものでございます。

それでは、本編の方をご覧ください。よろしいでしょうか。2ページ目から7ページ目には、現行の計画における令和4年度、5年度の取組の成果を記載しております。

そして、次の8ページから10ページにかけて、これは今回の計画における五つの分野と29の事業項目、そして重点的取組について記載しております。

10ページの中段から11ページ、これには、先ほど申し上げた計画案の目標、指標と期間を記載しております。

そして、12ページ以降が今回改定する計画における取組の内容について説明させていただいているものです。

現行の計画を基に、学校におけるデジタル化の進展などの状況の変化を踏まえまして、加筆、修正をしております。例といたしましては、16ページをご覧ください。「情報活用能力の育成」の3行目にある、学校図書館を活用した学習の部分。18ページの下の方ですが、「区立特別支援学校の学校図書館の運営支援」。25ページになります。「中学校等への出張講座の実施」。そして、27ページの「社会教育関係施設や子どもに関わる施設間での協力・連携」などが新しく加えた部分でございます。

なお、今回はおつけしておりませんが、28ページ以降にはこれまでの計画と同様に、参考資料として各種の数値等を示させていただく予定でございます。

最後に「今後のスケジュール」でございますが、教育ビジョン2022

推進計画と同様、今月の文教委員会に報告させていただき、3月15日から30日間の区民等意見提出手続を経まして、必要な修正を加えて決定し、改めて教育委員会と文教委員会に報告させていただいた後、公表していくという予定をしているところでございます。私からの説明は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。對馬委員。

對馬委員 ありがとうございます。とても頑張ろうという姿勢が非常によく伝わってくる計画だなと思います。指導要領が変わって、新しい教科書が2回目になる時に、指導要領が変わらないのに読書活動について随分変わったなど、国語の教科書で私はそういう印象を受けました。

教材内容はそんなに変わらないのだけれども、高学年になった時に、急にこんな難しい本を読ませようとしているのだというのが出てきて、調べ方について、調べ方を教科書で示すというよりも、どうやって調べたらいいか考えましようとか、そういった表記が多くなってきたなど。要するに自分で主体的に、こういうふうに分類されていますよと教えられるのではなくて、なぜなのだろう、これを調べるためにはどうやって考えていったらそこにたどり着くだろうみたいな書き方が多いなど感じまして、読書もそうなのですけれども、やっぱりいろいろな資料を使って調べるということに重点を置いてきている方向にあるのだなということを感じました。

一つは、意見ではなくて感想みたいなものなのですけれども、読書は好きな子どもの割合を10ポイントぐらい増やそうという、未読率を10%増やすのは、なかなか難しいだろうなど思っていて、なぜならば、ここの国の調査の設問というのが、学校の授業時間以外に月曜から金曜日1日あたりどれぐらいの時間読書をしますかと。中学3年生読書しますかね、そんな時にと思うと、毎日ちょこちょこそんなに、ポイント上げるのは難しいだろうなど実際思います。本当に好きな子じゃないとなかなかこれは難しい。それよりも休みの日にまとめて50ページ読むのとどっちがいいのだろうかみたいなことを考えた時に、未読者の数だけはきちっと出せるかなと思っていたのですけれども、こういう設問だとちょっと出てくるのは難しいなど。

読書が好きな子を全体の9割近くにしましょうというのも、なかなか難しいのかな。選択肢の一つとしてそういうものが入るぐらいのところがいいのかなという気もして、この人口1人あたりの貸出数というのも、多分ものすごく両極端なのですよね、きっと。使われる方はすごく使うけれども、行ったこともない人もたくさんいる状況なのだと思うので。でも、それは仕方がないのかなという気がする部分もあって、全員が使う場所ではない。必要だと思われる方が使う。でも、中央図書館なんかすごくきれいになって、やっぱり使っている方は非常に増えたなという印象はありますし、もうちょっと生活の中に図書館を有効に使うというのが入っていくといいのかなと思っています。

最近司書仲間と話をしていた時に、本が読めない、読む習慣がない人にどうアプローチするかを読める人だけで集まって考えていても、なかなかこれは難しいのではないかと。むしろやっぱり読めないとか読みたくない人のご意見をしっかり吸い上げることが大事なのかなと。それしかないのかなという話をしたのですけれども、なかなかやっぱり皆さん恐らく本なんて読んだことありませんじゃなくて、たまにかもしれないけれども読むとか、かばんに1冊は入っているというタイプの方が多分みんな作っていると思うので、そここのところも含めて、これはこれで非常によく頑張っているなと思うのですけれども、やっぱり本当に考えなければいけないのはそここのところなのかなという気がちょっとしました。感想です。

中央図書館長 ありがとうございます。やはり私どもも今、委員がおっしゃったような形で、読まない人はどうして読まないだろうという、こういう分析も必要になってくるだろうし、あとは図書館に通えない、来られない人たちにどうやってアウトリーチしていくかというのも大きな課題だろうと考えています。引き続き一人でも多くの方々が読書習慣を育んでいけるように考えていきたいと、頑張っていきたいと思っています。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。前田委員。

前田委員 本に関して、結構大人でも本が読めなくて、オーディブルで全部聞く人もいるなと思っています、本を読むことが目標になってしまうと、そういう人はどうなのだみたいな話になった時に、自分が得意なやり方でいろいろな情報が手に入るといいのかな。その中の1つが

本なのかなと捉えています。

高校生の長女はすごく本が好きで、置いたら結構ぱらぱらっと読み出す子なのですけれども、次女はあまり読まないとか、そういう家庭の中でも結構違いがあるなど思いながら見えています。

やっぱり私の生活からいっても、なかなか図書館に行つてゆっくり本を選ぶという時間はなくて、なので、中学生がなかなか学校の図書館なら行くでしょうけれども、町の図書館は難しいだろうとか、そういうのも含めて、もうちょっと家にいても手に入るのも含めて、いろいろな情報の入手の仕方があるなど思っているの、本は一つの情報入手の手段だよというところを踏まえて、本を読まなきゃ、読めない人は駄目な人だみたいな感じにならないように。

本を読めないとちょっと皆さん控えめに言うのですよね。本を読めるってちょっと知的じゃないですか。なので、そこにも上手に本を読めないとか読まない人にとというのは、さっき対馬委員も言っていましたけれども、そういう方たちと会話できるといいのかなと思ったりしました。すみません、感想です。ありがとうございます。

中央図書館長 ありがとうございます。やはりどういう形で少しでも多くの方に読書してもらおうかとともに、情報をどんな形でと今、大切なお話を伺いました。その中では例えば本は読まないけれども、図書館で開催する講座とか講演会とかに出てきてもらって、そこをきっかけにいろいろなそういう情報関係につながっていくということもあってもいいのかなと思いますので、そういうところにも注視していきたいと思えます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。伊井委員。

伊井委員 本当にこれを拝見していても、すごく長年にわたり、徐々に増やしなが、様々なアプローチをしていただけているなど思っています。ありがたく思います。年齢層もいろいろな年齢層、それから、ゆう杉並とかいろいろな場所にもアプローチしていただいているなど思います。

やっぱり子どもたちにとっては中学生までのことを考えると、学校図書館がすごく身近な存在で、いつでも行かれる、いつでも相談に乗ってくれる司書さんもいらっしゃる。松溪中学は確か杉並のJCOMでもやったと思うのですけれども、ここで表彰もされていますし、こういう事

例もあるので、その辺りもどうやって学校が子どもたちに、児童・生徒さんも含めてアプローチしているのか。読書したり、本を手にとるといふことにアプローチ、その辺りも様々な情報共有していただけるのかなと思います。

今、外国の生徒さんとか児童の方が増えているので、その辺りへの働きかけも徐々にしていただけるといいのかなと思います。よろしく願いたします。

中央図書館長 ありがとうございます。最後にありました日本に来て間もない子、日本語があまり得意じゃない子とか、外国語を母国語にしている人たち、その本をどういうふうにそろえていくかというのも1つの課題にはなっていると思いますので、その辺も含めて今後取り組んでいきたいと考えているところでございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。久保田委員。

久保田委員 コロナ禍3年間で、やっぱり図書館と学校の連携というのが一時途絶えていたかなと思うのですが、ここで改めて復活してきているかなと感じております。

やはり図書館と学校との連携というのをこれからも密にやっていくことで、本好きの子どもとか、あるいは本はこんなことで役立つということを身をもって実感していけるような機会を多く作っていただけるといいかなと思っております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

中央図書館長 ありがとうございます。やはりコロナ禍で図書館がお休みになった時もありますけれども、それ以外は細々とですけど事業は実施しながらつながりを持ってきたところですが、やはりコロナ禍が少し下火になってきている中では、こういう交流というのがだんだん増えてきているし、学校の図書館と公共図書館だけじゃなくて、大学の図書館とか、子どもの関連施設とか、いろいろなところ、地域のいろいろなそういう施設なんかと連携を図りながら、交流、取組を進めていくのは大事だと思っていますので、今後それを進めていきたいなと感じているところでございます。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、報告事項の6番につきましては以上とさせていただきます。

報告事項については以上でございます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開

で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項はございましたらお願いします。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、議会の関係から時間を変更させていただきます。2月28日水曜日、午後2時30分からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願い致します。

庶務課長 それでは、日程第1、議案7号「杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について」を上程いたします。教育人事企画課長からご説明を申し上げます。

教育人事企画課長 教育人事企画課長です。私からは議案第7号「杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について」、ご説明申し上げます。

議案を1枚ページ送っていただきますでしょうか。はじめに杉並区幼稚園教育職員についてでございます。退職につきましては表のとおり、普通退職2名、採用につきましては新規採用2名でございます。

引き続きまして、杉並区学校教育職員についてです。表をご覧ください。退職につきましては普通退職4名、採用につきましては転入1名でございます。この転入1名は、3年間の東京学芸大学との人事交流を終えて復帰するものでございます。

それぞれ退職は令和6年3月31日付け、採用は令和6年4月1日付けでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。前田委員。

前田委員 2番の杉並区学校教育職員、個人的な状況というか、理由を聞きたいわけじゃないのですけれども、女性が4人だなど思ったりしていて、傾向的なこととか何かあるのかなというのが気になったので、差し支えないところでお願いします。

教育人事企画課長 男女別の統計を取っているわけではないのですけれども、この方はどうこうというわけではないのですが、区費教員の半分程度が違う自治体での採用ということがありまして、男女の区別、

そういうことではないのですが、そういう方が多かったり、あと様々な理由によって退職される方がおられます。

前田委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょう。對馬委員。

對馬委員 今回、年度末で4名の区費教員が退職されるということで、1名復帰ということですが、区費教員の方の人数、この方々がいらっしゃるからできた教育事業の展開というのものがあったかと思うのですが、その辺りはいかがでしょう。

教育人事企画課長 今年度は区費教員が56名でスタートいたしまして、来年度増減ありまして、53名となります。先ほども少し話題にも上りましたけれども、これまで区で進めておりました30人程度学級、これに本当に多大なる寄与をしていただいていると思っています。加えて今後、それが東京都に置き換わることによって、小学校高学年の専科制を敷くことによって、例えば理科や体育、英語等を専科教員が担うことによって、担任の負担が減る。そんな新たな活用の方にシフトしていきたいなど考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、議案の採決を行います。議案第7号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第7号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第6、議案第12号「令和6年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」を上程いたします。それでは、私からご説明を申し上げます。

資料をご覧ください。3枚目、債務負担行為の補正の部分をご確認ください。まず上段の表になってございますが、追加の債務負担行為となります。済美養護学校の中学部増築・改修工事につきまして債務負担行為となります。この工事につきましては既に入札が行われたところがございますが、その入札が不調だったということでございました。そのため不足する予算額につきまして増額をする、債務負担額を変更するという内容でございます。

下段の表をご覧ください。債務負担行為の変更でございます。神明中学校の改築工事に関する債務負担行為の変更となります。令和5年度の営繕課の工事におきまして、入札不調が散見されてございますが、それに伴いまして、今後発注する工事においても工事費が増となることが予想されるため、工事費の見直しを行います。そのため工事費の増額分を加えた限度額の補正をするものでございます。内訳として令和9年度の予算額を増額するものでございます。変更となる額については資料に記載のとおりでございます。

以上で補正予算に関する説明については終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、今の内容につきまして、何かご質問、ご確認ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見ないようでございます。議案の採決を教育長、お願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第12号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第12号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。